



問合せ先 **マイナンバー制度コールセンター** ☎0570-20-0178  
 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
 ※平成27年10月から平成28年3月までは、平日の開設時間を午後8時まで延長。  
 年末年始を除く土・日曜日、祝日も午後5時30分まで開設予定。  
 役場企画課 ☎47-5008 役場住民課 ☎47-5015

## ●通知カードと個人番号カードって？

	通知カード	個人番号カード
様式	 <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別を記載</li> <li>顔写真なし</li> <li>紙製</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>表面に氏名・住所・生年月日・性別と顔写真を記載</li> <li>裏面にマイナンバーを記載、ICチップを搭載</li> <li>プラスチック製</li> </ul>
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年10～12月に、郵送(簡易書留)で全世帯に交付</li> <li>手数料は無料</li> <li>再発行手数料は500円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の提出が必要</li> <li>平成28年1月以降、希望者に交付</li> <li>手数料は無料</li> <li>※国の方針により、今後有料になる場合があります。</li> <li>再発行手数料は800円(電子証明付きは別途200円)</li> </ul>
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードを受け取るまでの間</li> <li>※個人番号カードの受け取りの際に返納。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行時の年齢が</li> <li>・20歳以上の人は発行日から10回目の誕生日まで</li> <li>・20歳未満の人は発行日から5回目の誕生日まで</li> </ul>
用途・利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードを受け取るまでの間、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に、運転免許証などの本人確認書類とともに利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身分証明書としての利用</li> <li>マイナンバーを確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、医療、年金受給、災害など)</li> <li>電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引などにおける利用</li> </ul>

Close Up

平成28年1月から

# マイナンバー制度開始



マイナンバー

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは、日本国内に住む全ての人に12桁の個人番号(マイナンバー)を付番し「社会保障・税・災害対策」の分野で効率的に情報を管理。複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。10月から世帯ごとに通知され、平成28年1月から本格運用となります。

## ●マイナンバーでより良い暮らしへ

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。



### 国民の利便性の向上

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などにかかる時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。



### 行政の効率化

添付書類の削減など行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持つ自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。



マイナンバー導入のメリット

## ●マイナンバーの手続き

### STEP 1 平成27年10月から—

**対象** 住民登録のある全ての人  
 ※中長期在留者や特別永住者などの外国籍の人にも通知されます。

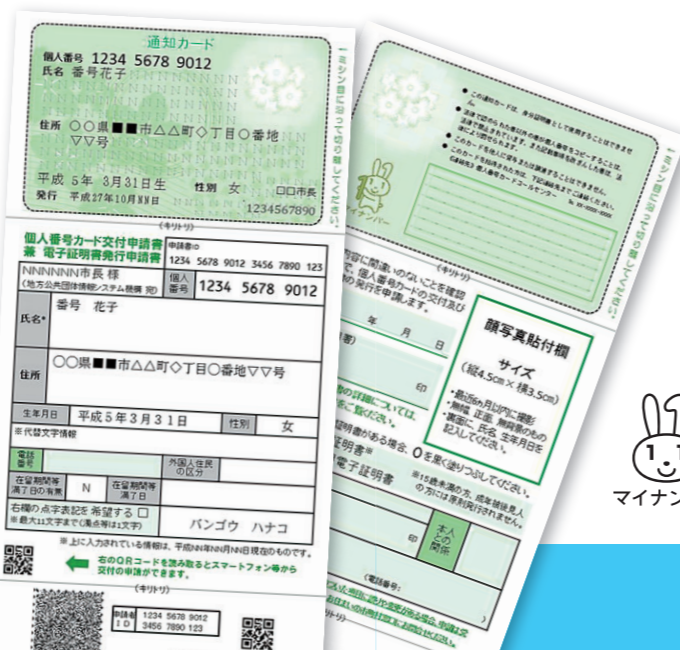
**通知先** 原則として住民票に登録されている住所(世帯単位)に簡易書留で郵送  
 ※住民票と異なる住所に住んでいる人は9月25日(金)までに住所変更をしてください。

**その他** 次のいずれかに該当する人は特別な申請が必要になります  
 ①東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している  
 ②DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動している  
 ③一人暮らしで長期間、医療機関・施設に入院・入所している  
 ※詳しくは、役場住民課☎47-5015へ。

マイナンバーが通知されます

届いた書類の中身を確認してください!

- マイナンバーが記載された「通知カード」(世帯人数分)
- 個人番号カード交付申請書(世帯人数分)
- 返信用封筒(1通につき1部)
- マイナンバーについての説明書類(1通につき1部)



### STEP 2 通知カードが届いたら—

**申請方法** 郵送による申請  
 通知カードについている個人番号カード交付申請書に署名または記名押印し、顔写真を貼付のうえ、通知カードと同封されている返信用封筒で郵送する  
**オンライン申請**  
 パソコンやスマートフォンなどを使いオンラインで申請をする

**その他** 15歳未満および成年後見人の人は法定代理人が申請してください。また、特別な理由がある場合は町長が認める任意代理人が申請できます



希望者は個人番号カードの交付申請を

### STEP 3 平成28年1月から—

**受取方法** 個人番号カード交付申請書を提出後に平成28年1月以降、本人が住民課窓口で受け取る

- 必要書類**
- ①通知カード
  - ②交付通知書(はがき)  
 ※交付通知書は個人番号カードの交付申請後に届きます。
  - ③本人確認書類(運転免許証など)
  - ④住民基本台帳カード(お持ちの人)



個人番号カードの受け取り開始

マイナちゃん